

随意契約及び比較見積りを徴収しない理由書

工事名：一級河川 安治川（旧淀川）外 新水門関連電気設備移設工事（その２）

西大阪治水事務所が所管する西大阪地域の水門は、高潮及び津波時に閉鎖することで、府民の生命と財産を守る重要な防災施設であり、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、安治川新水門および木津川新水門建設にあたり支障となる電気設備の移設、据付、システム改造、試験調整を実施するものである。

当該設備には、当初設置した業者が独自に開発した技術等を採用し、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されていない。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等の特別な能力が必要である。

以上のことから、当該設備の設計、製作、据付を実施した、株式会社日立製作所 関西支社が唯一施工可能な企業であるため、同社より見積りを徴取することとし、予定価格以下であった場合、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約を締結するものである。

なお、大阪府財務規則の運用第６２条関係第２項第１号に基づき比較見積りの徴取を省略するものとする。